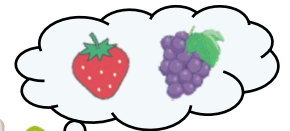


# 消費者被害注意報 No. 67

## 果物農家に投資?? 投資話に注意!

**事例1** 2日前、業者が来訪し、他県にある果物農家に投資をしないかと勧誘された。1口54万円を投資すれば、毎月4千円の配当を得られると言われ契約し、業者が集金に来ることになっている。昨日、我が家に来て契約書を見た弟から、「クーリング・オフをした方が良い」と勧められた。

**事例2** 果物農園を運営しているという業者から電話があり、「出資しないか」と勧誘された。断ったつもりなのに今朝も電話があり、「出かけるから」と言って電話を切った。



### 《相談員のアドバイス》

- ・訪問販売及び電話勧誘販売による契約では、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフが可能です。クーリング・オフの方法（書面の書き方や送付の方法）を助言しました。



検索

千葉県 クーリング・オフ

- ・怪しい投資話や出資話の勧誘には、決してあいまいな態度をとらず、「契約する気持ちはないので、今後は電話をしないでください」ときっぱり断りましょう。
- ・再度、電話がかかってくる場合は、留守番電話機能の活用も有効です。

### 見守りのポイント

- 断りの意思表示をした後の再勧誘は、法律で禁止されています。しつこい勧誘は、きっぱり断りましょう。
- この事例の他にも、東京オリンピックや再生可能エネルギーによる売電事業、老人ホームの入居権など、社会的に話題となっている分野の投資等を対象とした詐欺的商法は後を絶ちません。
- 電話での説明やパンフレットの記載内容だけでは、どのような商品なのかが不明だったり、信頼できる業者かどうか判断できない場合が大半です。
- 契約をする前に家族や友人、消費生活センターにご相談ください。

「おやっ?」と思ったら消費生活センターへお電話を

## 相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111